

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

令和5年6月30日公表

特定事業主名：宮城県

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
①任期の定めのない常勤職員	87.2%
②任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.8%
③全ての職員	80.1%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
①本庁部局長・副部長相当職	99.8%
②本庁課長相当職	99.4%
③本庁課長補佐相当職	97.2%
④本庁係長相当職	95.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
①36年以上	92.2%
②31～35年以上	93.7%
③26～30年以上	95.4%
④21～25年以上	95.7%
⑤16～20年以上	86.7%
⑥11～15年以上	88.2%
⑦6～10年以上	89.2%
⑧1～5年以上	92.9%

【説明】

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約9割、住居手当の受給者に占める男性の割合は約7割となっている。

・一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額は男性が女性を上回っており、男性の時間外勤務手当の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合は9割弱となっている。